



No.3

# 年末調整の減税効果と確定申告について知ろう！

今年も慌ただしく過ぎていった年末調整。実際に還付される税金の計算方法や、会社員でも確定申告が必要な控除項目を理解しましょう。



氏家祥美さん

うじいえよしみ / FP事務所ハートマネー代表。セカンドキャリアアドバイザー協会理事。転職、起業、退職時のマネーアドバイスにも精通。「幸福度の高い家計づくり」を大切に、家計のいまと未来を見据えて、お金から仕事まで総合的なプランニングをサポートしている。

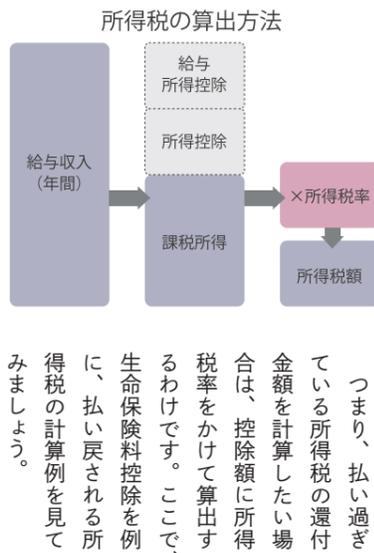
## 1. 年末調整の目的をおさらい！控除と所得税の関係も整理しよう

「控除」とは、「差し引く」を意味する言葉。私たちが支払う所得税額は、1月から12月までの1年間の個人所得からさまざまな「所得控除」を差し引いた金額に、所得税率をかけて決定します。会社員であれば、所得税は毎月の給与から天引きされ、企業が代わりに納税する仕組みなのですが、実はこの所得税は、源泉徴収税額表という速算表を基に算出した概算の金額。年末時点で正しい所得と控除額を申請することで、概算で支払った所得税の過不足を精算する必要があります。

「年末調整」とは、この過不足金額を年末に調整する精算手続きのこと。企業を通じて税金の計算から納税までを行うことで、私たちは煩雑な手続きをせずに済んでいるともいえます。

## 2. 実際に計算してみよう！生命保険料控除でいくら戻る？

年末調整で控除申告を行うと、払い過ぎていた所得税が払い戻される場合がありますが、気を付けたいのは差し引いた控除額がそのまま戻ってくるわけではないということ。前述のとおり、所得税は、個人所得から控除額を引いて算出された「課税所得金額」に、所得税率をかけて計算します。なお、日本の所得税率は7段階（5〜45%）に分かれていて、高所得者ほど税率が高くなっています。



ちなみに、たくさん申告すればするほど所得税が下がる「所得控除」は全部で15種類。ほとんどが年末調整で申告できますが、自分で税務署に確定申告しなければならぬものもあります。

所得控除のうち、赤字で記載されているものは扶養する親族の世帯構成に応じて変わる「人的控除」。青字は経済的な事情に配慮する「物的控除」と呼ばれています。

生命保険料控除の限度額

	各控除	3種類合計
新制度 (3種類の控除)		
所得税	4万円	12万円
住民税	2.8万円	7万円

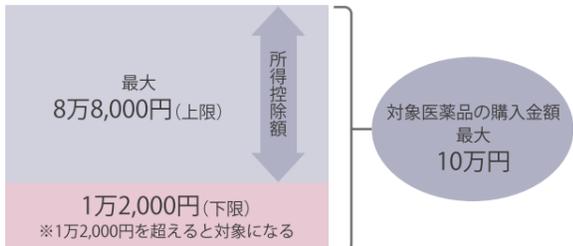
旧制度 (2種類の控除)

	各控除	2種類合計
所得税	5万円	10万円
住民税	3.5万円	7万円

(例)所得税率10%で生命保険料控除額が12万円の場合  
12万円×10%=1万2,000円  
の所得税が払い戻される計算になる

※制度全体の適用限度額は所得税12万円、住民税7万円です。  
※ここでは所得税の払い戻し金額を例にしていますが、生命保険料控除を行うことで翌年の住民税も軽減されます。

## セルフメディケーション税制の控除額



\*ふるさと納税は条件によって確定申告が不要になります。  
※セルフメディケーション税制の控除を受ける場合には、通常の医療費控除を受けることはできません。  
※ここでは所得税の払い戻し金額を例にしていますが、控除を行うことで翌年の住民税も軽減されます。

また、昨今では薬局で購入した対象の医薬品の購入費を控除できる「セルフメディケーション税制」も浸透してきました。これは自身で健康診断や予防接種などの健康増進や疾病の予防に努める人の対象医薬品の購入代金を医療費と見なし、1万2千円を超えた金額に対し、最大8万8千円まで控除してくれるもの。生計を同じくする配偶者や親族のために購入した医薬品も対象となるため、該当しそうな人は医薬品購入時のレシートを保管しておき、忘れずに確定申告しましょう。

## 3. 年末調整だけで終了ではない？会社員にも必要な確定申告

年末調整が終わったからといって気は抜けません。個人での確定申告が必要な場合もあるからです。例えば節税とセットで語られることが増えた「ふるさと納税」\*は、「寄付金控除」として申告することができます。そのほか、自然災害や火災、盗難などで財産を失った際に申告できる「雑損控除」などもありますので、こうしたトラブルに見舞われたときのために覚えておきましょう。